

重要事項説明書

訪問リハビリテーション 緑 について

※介護予防訪問リハビリテーション含む

1. 指定訪問リハビリテーションを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 永潤会
代表者氏名	理事長 西川 英夫
本部所在地 (連絡先及び電話番号等)	佐賀県小城市三日月町長神田 2171 番地 5 電話 0952-73-8855
設立年月日	平成 31 年 1 月 1 日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問リハビリテーション 緑
介護保険指定事業所番号	4111311264
事業所所在地	佐賀県小城市三日月町長神田 2171 番地 5
連絡先 相談担当者名	連絡先 電話 0952-73-8856 ・ FAX0952-73-7306 施設長 西川 順子
事業所の通常の事業の実施地域	小城市、多久市(東多久町地区) 佐賀市(鍋島、大和町川上地区)

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
定休日	土曜日、日曜日、年末年始、祝祭日の一部
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(3)事業所の職員体制（令和6年5月1日時点）

管理者	西川 英夫	
職	職務内容	人員数
医師	<p>1.利用者に対する医学的な管理指導等を行います。</p> <p>2.それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画もしくは介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。</p>	常勤 1名
施設長	<p>1.従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤 1名
理学療法士、作業療法士	<p>1.医師及び理学療法士、作業療法士は、診療又は運動機能検査、作業能力検査を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション、もしくは介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</p> <p>2.利用者へ訪問リハビリテーション、もしくは介護予防訪問リハビリテーション計画を交付します。</p> <p>3.訪問リハビリテーション、もしくは介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーションを行います。</p> <p>4.リハビリテーションの実施状況の把握及び訪問リハビリテーション、もしくは介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行います。</p>	<p>理学療法士、作業療法士 適当数</p>

3. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

4. 訪問リハビリテーションについての概要

訪問リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士ら訪問リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

5. 利用料金

(1) 基本料金

① 介護予防訪問リハビリテーション費

ア) 基本利用料

20分	298単位
40分	596単位
60分	894単位

※基本的には利用限度回数は週6回です。(※退院(所)の日から起算して3月以内の利用者に対し医師の指示に基づき継続してリハビリテーションを行う場合は週12回まで算定可能)

※利用を開始した日の属する月から起算し12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は減算となる。※30単位/回の減算

イ) 加算

加算	利用料
短期集中リハビリテーション実施加算(※退院(所)日または新規認定有効期間開始日から3月以内 ※1日20分以上)	200単位/日
退院時共同指導加算	600単位/回

※平成30年8月から前年の所得が一定以上ある65歳以上の方は、利用者負担の割合が2~3割となる場合があります。

毎年8月1日付けで、「介護保険負担割合証」が届きますので、必ずご確認ください。
※利用限度回数を超える場合、下記の自己負担(実費)を徴収させていただきます。

②訪問リハビリテーション費

ア) 基本利用料

20分	308単位
40分	616単位
60分	924単位

※基本的には利用限度回数は週6回です。(※退院(所)の日から起算して3月以内の利用者に対し医師の指示に基づき継続してリハビリテーションを行う場合は週12回まで算定可能)

イ) 加算

加算	利用料
短期集中リハビリテーション実施加算(※退院(所)日または新規認定有効期間開始日から3月以内※1日20分以上)	200単位/日
退院時共同指導加算	600単位/回

※平成30年8月から前年の所得が一定以上ある65歳以上の方は、利用者負担の割合が2~3割となる場合があります。

毎年8月1日付けで、「介護保険負担割合証」が届きますので、必ずご確認ください。

※利用限度回数を超える場合、下記の自己負担(実費)を徴収させていただきます。

(2) 支払い方法

当月分の請求書を翌月の7日までに発行します。

翌月15日(土日祝日の場合は翌営業日)にご契約口座より引き落としさせていただきます。

引き落とし確認後、領収書を発行いたします。

(3) キャンセル

①利用者様のご都合でお休みする場合は、出来るだけ利用日の前々日迄にご連絡下さい。

②当日、お休みをする際には、サービス開始二時間前までにご連絡下さい。

③連絡なく、利用者様の都合で中止となった場合は、キャンセル料として、一律:1000円 ご負担して頂きます。

④お休みが長引く場合や、スケジュールの都合により、訪問曜日・時間・担当が変更になる事がありますので、ご了承ください。

6. 苦情相談窓口

訪問リハビリテーション 緑	電話番号	0952-73-8856
	FAX 番号	0952-73-7306
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
	担当者	西川 順子
佐賀中部広域連合	所在地	佐賀市白山 2 丁目 1 番 12 号
	電話番号	0952-40-1111
	FAX 番号	0952-40-1165
佐賀県国民健康保険団体連合会	所在地	佐賀市呉服元町 7 番 28 号
	電話番号	0952-26-1477
	FAX 番号	0952-26-6123

7.その他

スタッフの体調不良やその他さまざまな理由で時間変更や日程調整、場合によっては事業所の都合でキャンセルさせていただくこともあります。

附 則

この重要事項は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション 緑 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 永潤会が開設する訪問リハビリテーション 緑(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1 指定訪問リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人 永潤会 にしかわ整形外科クリニック 訪問リハビリテーション 緑
- ② 所在地 小城市三日月町長神田 2171-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

理学療法士・作業療法士 適当数

従業者は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料等)

第6条

1 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① リハビリテーションマネジメント
- ② リハビリテーションの実施
- ③ バイタルチェック
- ④ 環境調整・介護指導など

2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、小城市、多久市(東多久町地区)、佐賀市(鍋島、大和町川上地区)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第8条

- 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 利用者都合にて予定時間に遅れた場合は、サービスが受けられない場合がある。

(虐待の防止に関する事項)

第9条

1 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- ⑤ 実施に際して、全取り組みは通所リハビリテーション心と合同し行う。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会(通所リハビリテーション心での研修内に包括)を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年数回
- ③ 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- ⑤ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 永潤会 にしかわ整形外科クリニック 訪問リハビリテーション緑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 6月1日より施行する。